

第 29 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。